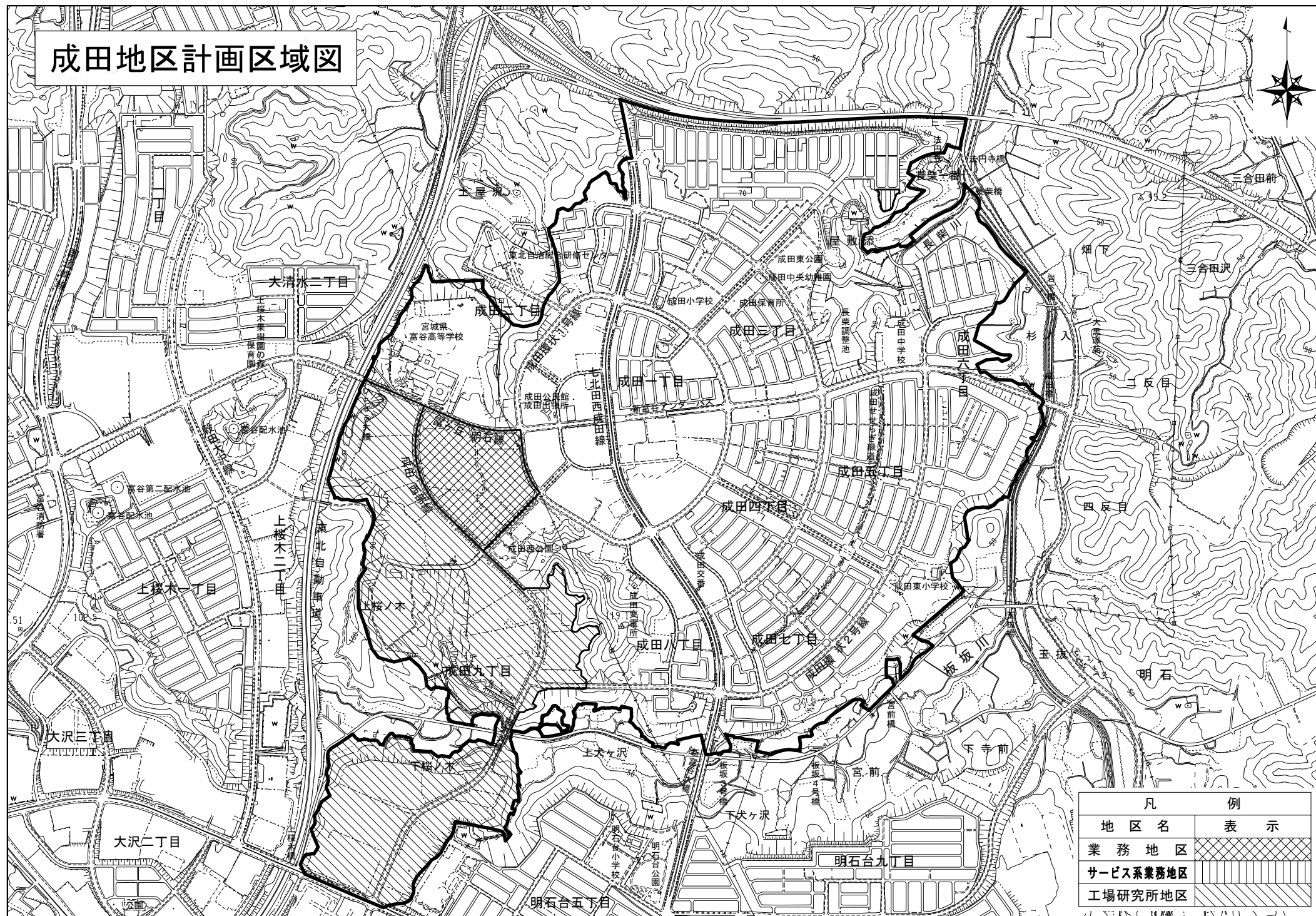


成田地区計画

地区整備計画区域		業務地区
用途地域 (建ぺい率・容積率) %		準工業地域 (60・200)
土地利用の方針		工場・研究所地区の機能を補完する事務所及びその他関連施設の立地を図る。
まちづくり ルール （地区整備計画）	建築物の用途 【建築できるもの】	・学校（大学、専修学校及び各種学校） ・保育所 ・病院、診療所 ・劇場、演芸場又は観覧場（客席面積が200㎡以上のものを除く） ・ホテル又は旅館 ・物品販売業を営む店舗又は飲食店（床面積が300㎡以上のものを除く） ・事務所 ・車庫 ・ポーリング場、スケート場又は水泳場 ・工場（建築基準法別表第2（る）項に掲げるものを除く） ・自動車に直接燃料を供給するための施設 ・建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物
	建築物の壁面の位置	都市計画道路成田西部線の道路境界線から 面積が2,500㎡を超える敷地については 5.0m以上 面積が2,500㎡以下の敷地については 3.0m以上
	形態・意匠	・屋外広告物は、落ち着いたきのある色彩を使用し、自己の用に供するものに限る。 （公益上必要なものについて特例あり） ・建築物等の屋根及び外壁等の色彩は、原色を避け落ち着いたきのあるものとする。
	かき又はさく の制限	都市計画道路成田西部線に面する部分に設けるかき又はさく ・生垣又は高さ2.0m以下の透視可能なフェンス等とする。道路境界線から当該フェンス等までの距離は、面積が2,500㎡を超える敷地については5.0m以上とし、それ以外の敷地については3.0m以上とする。 ・面積が2,500㎡を超える敷地のうち都市計画道路成田西部線からの距離が5.0m以内の部分は緑地とする。
	【解説図】 成田西部線 道路境界線 5.0m以上 (3.0m以上) 生垣または高さ2.0m以下の透視可能なフェンス等 隣地境界線 成田西部線に面する部分 a) かき又はさくを設けない場合 事務所等 緑地 (※1) 進入口 自動車車庫 道路境界線 隣地境界線 事務所等 成田西部線に面する部分に設ける緑地 緑地5.0m (※1) 道路境界線 成田西部線 成田西部線に面する部分に設ける緑地 緑地5.0m (※1) 道路境界線 成田西部線 生垣または高さ2.0m以下の透視可能なフェンス等 5.0m以上 (3.0m以上) 道路境界線 成田西部線 ○壁面の位置 成田西部線の道路境界から5.0 (3.0) m以上 () 内の数字は面積が2,500㎡以下の敷地の場合 ※1 面積が2,500㎡以下の敷地を除く ※透視可能なフェンス等：透過率を均等に50%以上確保できるもの	

成田地区計画区域図



凡	例
地区名	表示
業務地区	
サービス系業務地区	
工場研究所地区	